

娘の今

「おとうさん、いつもやさしくしてくれてありがとう。おしごとおつかれさまですね。だいすき、おとうさん。」

9年前、娘が5歳の時、主人にあてた手紙です。私たちには何かにつけてこうして手紙を書いたり、絵を描いたりしてくれました。「幼稚園の時のお手紙だね。」って娘が読んで照れていました。

娘は今思春期、反抗期という通るべき道を順調に走っています。言葉でも体力でも娘にはかなわなくなり、何か問いかけても、とてもきつい言葉が返ってきます。私が泣きそうになる時があります。面と向かって表現どおりに受け取ってはならないことも理解はしているのですが、娘の言葉の背後にある気持ちを、なかなか汲み取ってやる事が出来ません。

お友達とのこと、勉強のこと、大変だろうなって心配しています。娘も泣きたいくらいつらいこともあるのでしょうか、きっと。

娘も言いたいことを言ったらすっきりするのでしょうか。一時間もすれば少しバツの悪さはあるのですが、普段と変わらず私たちと接しています。その行動に助かります。外出も、主人と娘、娘と私、家族三人色々なパターンです。娘が一人で出かけることはまずありません。そういうことはとてもよく守ってくれます。本人は背伸びをしている様ですが、まだまだかわいいところがいっぱいの中学生です。「反抗期も高校生になったら落ちついてくるよ。」って経験のある方が言ってくださいます。もう少しの間、娘の道に寄り添ってハンドルを切らないと……。

これからも家族三人、共に信頼しながら元気に成長できたら最高です。

今日も娘が学校から帰って来ました。私は庭にいます。「お母さん、どこ。お母さん、どこ。」自分が帰ると絶対に家には「母」がいると信じている娘の声がしています。

少しずつ、少しずつ落ちつきつつある娘です。

里親制度に関するお問合せ先

名称	所在地・電話番号	管轄区域
広島県 西部こども家庭センター	〒734-0003 広島市南区宇品東四丁目1-26 TEL:082-254-0381	呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、北広島町、安芸太田町、府中町、海田町、坂町、熊野町、大崎上島町
広島県 東部こども家庭センター	〒720-0838 福山市瀬戸町山北291-1 TEL:084-951-2340	三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅町、神石高原町
広島県 北部こども家庭センター	〒728-0013 三次市十日市東四丁目6-1 TEL:0824-63-5181	三次市、庄原市
広島市 児童相談所	〒732-0052 広島市東区光町二丁目15-55 TEL:082-263-0694	広島市

※「こども家庭センター」とは、児童相談所、知的障害者更生相談所、婦人相談所の機能を統合した県の機関です。

広島県里親連合会に関するお問合せ先

社会福祉法人 広島県社会福祉協議会 団体振興課
〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館内
TEL:082-254-3416

「みんなで育てる夢プラン」を進めています!

県では、こどもと子育てをみんなで応援し、「子育てするならわがまちで!とみんなが誇れる広島県」の実現を目指し、様々な取組を進めています。

詳しくは 県ホームページ



広島県の子ども
元気いっぱい
キャラクター
イクちゃん

里親のしおり

子どもは社会の宝です。
私たち大人が、守り育てていきましょう。



子どもたちの
健やかな
成長のために



広島県

あなたも里親になりませんか

子どもは、家庭的な環境の中で愛情を受けて暮らすことが理想です。しかし、虐待や親の病気、離婚など、様々な事情でそれができない子どもたちがいます。

乳児院、児童養護施設、ファミリーホーム、里親に預けられている子どものうち、里親へ預けられているのは、県全体の10%に満たず、里親への委託は十分とはいえません。

特に、児童虐待は、子どもの心身に様々な影響をもたらすといわれており、親に代わって、こうした子どもたち一人ひとりに、愛情と真心をこめて養育する里親制度は、とても大切な制度です。

あなたの支援を必要とする子どもたちがいます。御協力をお願いします。

里親の種類

平成21年度に児童福祉法が改正され、里親の種類が「養育里親」、「専門里親」、「養子縁組によって里親となることを希望する里親」、「親族里親」の4つに分けられ、「社会的養護として子どもを養育する里親(=養育里親)」と「養子縁組を前提とした里親」が制度上明確に区分されました。

養育里親、専門里親になるためには研修の受講が義務付けられています。(その他認定要件有)

里親になるには

広島県では里親を募集しています。里親制度に興味や関心がある場合、また里親になることを希望される場合は、まず「こども家庭センター(広島市内にお住まいの場合は広島市児童相談所)」にご相談ください。

なお、里親に認定されるためには、おおむね次のような手続きがあります。

里親に認定されるための手続き

- STEP 1 **相談・申請**
居住地を担当するこども家庭センターで里親制度について説明を受け、里親認定申請書を提出します。
- STEP 2 **調査**
申請書を受け付けたこども家庭センター職員が、ご家庭を訪問し、家庭の状況や子どもの養育への考え方などをお伺いします。また、児童委員の意見も聴取します。
- STEP 3 **研修受講**
こども家庭センターが実施する一定の研修を受講してください。
- STEP 4 **審査**
広島県社会福祉審議会で里親としての適格性の審査を行います。
- STEP 5 **認定**
審査結果をもとに、知事が里親認定(又は却下)の決定をします。里親に認定された場合には、里親名簿へ登録します。

Q1 里親になるための要件はありますか？

A 里親制度は、子どもの福祉を目的としていますので、子どもを健やかに養育できるかどうかという観点から、里親になるための一定の要件が決められています。

養育里親の具体的な要件としては、研修(基礎、認定前)を受講していること、子どもへの虐待等の問題がないこと、経済的に困窮していないことなどがあげられます。なお、要件は里親の種類により異なります。

Q2 里親として認定されるには、どれくらい時間がかかりますか？

A 里親として認定されるためには、研修(基礎、認定前)を受講した上で、広島県社会福祉審議会の審査を経なければなりません。審議会は開催回数が限られていますので、審議会の開催後に申請があると次の審議会まで待たなければならず、半年程度かかることがあります。

なお研修及び審議会の開催時期については、あらかじめこども家庭センターにご確認ください。

Q3 里親になったら、すぐに子どもが委託されるのでしょうか？

A 里親認定・登録されても、すぐに子どもが委託されるというわけではありません。

里親と子どもとの相性や受け入れ環境が整っているか、また子どもや実親の意向なども確認しながら、こども家庭センターで委託が適切かどうかを判断し、適当との判断がなされてから委託されることとなります。

Q4 子どもの教育費はどうなるのでしょうか？

A 子どもが委託されると、里親手当のほか、子どもの生活費、教育費など子どもの養育に必要な費用が支払われます。医療費についても別に支払われることとなります。(ただし、養子縁組希望里親及び親族里親には里親手当は支払われません。生活諸費は支払われます。)

平成23年度基準月額(単価は年度ごとに改定されます。)

里親手当	1人目	養育里親……………72,000円 専門里親……………123,000円	教育費	小学校……………2,110円 中学校……………4,180円 特別支援学校高等部……………4,180円
	2人目以降	養育里親……………36,000円 専門里親……………87,000円		特別育成費
一般生活費		乳児……………54,980円 乳児以外……………47,680円		

※このほかにも、学校給食費や見学旅行費など必要に応じて支払われるものがあります。
また、子どもがけがをしたり、他人のものを壊したりしたときの賠償のため、里親賠償責任保険制度があります。(保険料は県が負担します。)

Q5 実子がいても里親になることはできますか？

A 実子の有無は、里親の要件には関係なく、実子がいても里親になることは可能です。ただし、養育里親及び専門里親の場合、里親に委託された子どもとそれ以外の18歳未満の子どもを合わせ6人(委託児童については4人[専門里親の場合は2人])を超えて同時に養育することはできません。

Q6 養育里親と養子縁組を希望する里親とはどちらがうのですか？

A 養育里親が子どもを養育する場合は、法律上の親子関係は成立していません。また、養育里親には研修が義務付けられています。

一方、養子縁組を希望する里親とは将来養子縁組によって養親となることを希望するものであり、養子縁組が成立するまでのあいだ、養子縁組を希望する里親として子どもの養育をします。その間、里親手当は支払われませんが生活諸費は支払われます。家庭裁判所の決定により子どもとの養子縁組が成立すれば里親委託は解除されます。

Q7 里親会という団体があると聞いたのですが？

A 里親会とは、里親相互の親睦や里親制度の普及啓発などを目的とした里親を会員とする団体です。全国組織としては(財)全国里親会があり、広島県には広島県里親連合会と広島市里親会があります。なお、広島県里親連合会は、西部、東部、北備の各地区里親会から構成されています。

